

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

(個)

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書
令二・四・一以後終了連結事業年度分

- 【No.1】個別帰属額の届出書には、次に掲げる書類を添付していますか。
- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - ③ 勘定科目内訳明細書
 - ④ 会社事業概況書
 - ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）

代表者	旧法人名	新法人名	申告区分	税局指定	局指定	指導等区分		
代表者住所			貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	開	通信口付印	確認	省略	年月日
連結親法人名及び納税地	添付書類				年月日	年月日	年月日	

令和 年 月 日

連結事業年度分の

令和 年 月 日

申告に係る届出書

翌年以降送付要否	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億 百万 千 円
(イ) <small>個別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表55の1)</small>	1
(ロ) <small>連結欠損金償還発生額 (別表七の二付表一-24)</small>	2
算出連結法人税個別帰属額 (28)-(1)+(29)	

【No.5】1欄の金額は、別表七の二付表一の24欄に金額を記載した場合、別表四の二付表の55①欄の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一の24欄の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載していますか。

保 留 金 (別表三の二付表二-24)	8	同上に対する税額 (別表三の二付表二-4)	9
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		
個別控除税額 (33)+(34)+(35)	11		
差引連結所得に対する 連結法人税個別帰属額 (10)-(11)	12		
算出別個別所得金額 (別表一の二-1)	24		
連結法人税個別帰属額 (別表一の二-2)	25		
個人の個別所得金額又は 個人の個別欠損金額(1)	26		
土税 地 の 同 課 税 額 (別表三-28)	30		
個別の所得の個別帰属額 (別表六の二-22)	33		
控 除 税 額 (別表六の二-18)	34		
外 國 税 額 (別表六の二-21)	35		
連結法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表4)	37	外	

連結欠損金の繰戻しによる 還付金の個別帰属額 (13)	13	十億 百万 千 円
連結法人税個別帰属額 (12)-(13)	14	外
このよ の届 出も がの 修で 止あ 申る 告場 等合	15	
課税個別王預 譲渡利益金額 基準保 留額 連結法 人税 個別 帰 属 額	16	
この届出の基因となり た申告等により 増加又は減少する 連結法人税個別帰属額 (14)-(18)	17	
連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表一-19の計)	18	
翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表一-20の計)+(28)	19	外
この中の告での 届出等ある届 出がよ り場 修る合 止もの の個別 帰 属 額	20	
連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表一-21)	21	
この中の告での 届出等ある届 出がよ り場 修る合 止もの の個別 帰 属 額	22	
翌期へ繰り越 修る合 止もの の個別 帰 属 額	23	
連結法人税個別帰属額に対する法人税額 (別表一の二-21)	24	
算出連結法人税個別帰属額 (25)×(26)の3%, 6% 及び10%相当額	25	
算出連結法人税個別帰属額 (26)×20%又は23.2%相当額	26	
土税 地 の 同 課 税 額 (別表三-23)	27	
利余金・利益の配当 (剩余金の分配)の金額	28	
決算確定の日	29	

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.6】37欄の金額は、個別帰属額の届出書付表の4欄と一致していますか。

【No.23】別表五の二(二)付表の44の②中間欄及び確定欄の合計額は、14欄及び37欄の合計額と一致していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書		連結事業年度	・	・	法人名	各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の届出書付表
算出連結法人税個別帰属額に係る 連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「2」×10.3%)		1				円
加 算 調 整 額 (8)		2				
減 算 調 整 額 (14)		3	外			
連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (1) + (2) - (3)		4	外			【No.6】4欄の金額は、個別帰属額の届出書の37欄と一致していますか。
加 算 調 整 額 の 計 算						
連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「9」×10.3%)		5				
連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額 の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「5」×10.3%)		6				
土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書「7」×10.3%)		7				
加 算 調 整 額 (5) + (6) + (7)		8	外			
減 算 調 整 額 の 計 算						
外 国 税 額 の 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二)付表「49」)		9				円
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二の二)「35」)		10				
個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 (別表十七(三の六)「15」)		11				
連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 の 個 別 帰 属 額 に 係 る 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額		12	外			
連 結 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 に 係 る 連 結 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 (連結法人税個別帰属額届出書「3」×10.3%)		13				
減 算 調 整 額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13)		14	外			

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の
個別帰属額の計算に関する明細書

連結留保税額の個別		連結事業年度	：	：	法人名	()
連結留保税額の個別						
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円	
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 (3) × $\frac{(1)}{(2)}$	4		
連結個別留保税額の計算						
年3,000万円相当額以下の金額 ((24)又は(3,000万円 × $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	5	円			円	
年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額 ((24)-(5)又は(1億円 × $\frac{1}{12}$)-(5))のいずれか少ない金額)	6	円	(6)の15%相当額	9	円	
年1億円相当額を超える金額 (24)-(5)-(6)	7	円	(7)の20%相当額	10	円	
基準個別留保金額の計算						
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	11	円	住 (別表一の二「5」+「7」)及び(別表一の二「10の外書」)のうち、帰せられる金額	25	円	
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12	円		26	円	
当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方税の減少額)、 → 増加額	13	円	当連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((25)+(26)-(別表一の二「12」)のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(一)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「12」)	27	円	
【No.8】13欄の金額は、当連結事業年度中に基準日があり、当連結事業年度終了日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。						
個別帰属額の計算	14	円	の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(九)付表「11」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十五)「12」-別表六の二(十六)「11」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十四)付表「7」-別表六の二(二十七)「10」-別表六の二(二十八)「16」-別表六の二(二十九)「32」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「13」)	28	円	
個別帰属額の計算	15	円	住民税額((25)又は(27)又は(28)のいずれか多い金額) × 10.4%	29	円	
個別帰属額の計算	16	円	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額) × 40 %	30	円	
個別帰属額の計算	17	円	((27)又は(28)) + (別表一の二「12」)のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31	円	
個別帰属額の計算	18	円	調整個別帰属地方税額に係る控除額 [((25)又は(31)のいずれか多い金額) × 20%]	32	円	
個別帰属額の計算	19	円	住民税額から控除される金額 ((30)又は(32)のいずれか少ない金額)	33	円	
個別帰属額の計算	20	円	住民税額((29) - (33))	34	円	
個別帰属額の計算	21	円				
個別帰属額の計算	22	円				
個別帰属額の計算	23	円				
個別帰属額の計算	24	円				

別表三の二付表二

令三・四・一以後終了連結事業年度分

個別所得の金額の計算に関する明細書

【No. 9】1 ③欄の配当の額は、株主資本等変動計算書等記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。

【No.92】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

当期利益又は当期欠損の額		1	円配当	その他
減価償却の償却超過額		2		
役員給与の損金不算入額		3		
		4		
○ ○ ○		5		
小計		6		
減価償却超過額の当期認容額		7		
国外子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)		8		
受贈益の益金不算入額		9		
適格現物分配に係る益金不算入額		10		
○ ○ ○		11		
小計		12		
仮		13		
(1) + (6) - (12)				
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)		14		
損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額		15		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額		16		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税		17		
損金経理をした納税充当金		18		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)及び過誤税 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過誤税		19		
小計		20		
収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額		21		
収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額		22		
納税充当金から支出した事業税等の金額		23		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		24		
所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等		25		
小計		26		
仮		27		
(13) + (20) - (26)				
受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表1「1」)		28	△	
交際費等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十五の二「22」又は「23」)		29		
仮		30		
(27)から(29)までの計				
対象純支払利子等の損金不算入額の個別帰属額 (別表十七の二「33」)		31		
連結超過利子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七の二(二)付表一「8の計」)		32	△	
仮		33		
(30)から(32)までの計				
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額		34	△	
寄附金の損金不算入額の個別帰属額 (別表十四の二「36」)		35		
沖縄の認定法人又は国家戦略特区における指定法人の源泉所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十四の二「7」又は「12」又は(別表十四の二「8」のうち横せられた金額))		36	△	
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額 (別表六の二「22」)		37		
税額控除の対象となる個別外國法人税の額 (別表六の二の二「7」)		38		
分配時課税外國相手当額の個別帰属額及び外國開港場会社等による個別控除対象所 得税額等又は当額(別表六の二「24」又は別表七の三「8」のうち横せられた金額)		39		
連結組合等損失額の損金不算入額又は連結組合等 損失超過額の損金算入額(別表九の二「10」)		40		
対外船舶運航事業者の日本船籍による収入金額に係る連結所得の金額の 損金算入額又は益金算入額(別表十の四「20」・「21」又は「23」)		41		
仮		42		
(33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41)				
契約者面の益金算入額 (別表九の二「13」)		43		
連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損 金額の益金算入額の個別帰属額(別表七の二付表二「12」)		44		
非営利合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		45		
仮		46		
((42)から(45)までの計)				
連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額(別表七の二付表一「19の計」) + (別表七の二付表四「9」若しくは「21」又は別表七の二付表五「10」)		47		
仮		48		
(46) + (47)				
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十四の二「43」)		49		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表二十四の二「10」)		50		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二の十四「43の計」)		51	△	
関西国空港整備準備会積立額、中濃同窓会整備準備会積立額又は再投資等準備金 積立額の損金算入額(別表十一の二「15」別表一の二「11」又は別表十一の二「12」)		52	△	
特別新規事業実行事業者に対する特定事業活動として出資をした場合の特別認定法人額 の損金算入額又は特別認定前前の益金算入額(別表八の二「20」-「17」)		53		
残余財産及び特定法人事業税の損金算入額		54	△	
個別所得金額又は個別欠損金額		55		外※

【No.79】役員に対する給与（使用者兼務役員に対する使用者職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を加算していますか。

【No.48】別表八(二)の27欄の金額を加算していますか。

【No.76】損益計算書上の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.82】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】前連結事業年度以前に連結所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当連結事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.18】別表五の二(二)付表の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を14欄、17欄及び19欄で加算していますか

【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を加算していますか。

【No.19】別表五の二(二)付表の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを24欄又は25欄で減算していますか。

【No.20】別表五の二(二)付表の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を23欄等で減算していますか。

【No.21】別表五の二(二)付表の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を減算していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の計算に関する明細書	連結事業年度	・	・	法人名()
----------------------------------	--------	---	---	--------

I 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在連結個別利益積立金額 ①	当期の増減		差引翌期首現在連結個別利益積立金額 ④
		減	増	
		円	円	円
利 準 備 金 1	1			
積 立 金 2	2			
	3			
	4			
○ ○ ○ 引 当 金 5	5			
繰延税金資産（負債）6	6			
	7			
【No.3】期首現在連結個別利益積立金額、期首現在連結個別資本金等の額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。				
未払金（連結法人税個別帰属額）13	13			
未収入金（連結法人税個別帰属額）14	14			
	15			
未払（未収）消費税額等 16	16			
○ ○ ○ 17	17			
繰 超 損 益 金（損は赤）18	18			
小 計 19	19			
納 税 充 当 金 20	20			
未 払 連 絡 法 人 税 個 別 帰 属 額 及 び 未 払 連 絡 地 方 法 人 税 個 別 帰 属 額 21	21			
△	△			
△	△			
△	△			
【No.14】組織再編成が行われた場合、連結個別利益積立金額及び連結個別資本金等の額の調整を行っていますか。				
差 引 合 計 額 25	25			
II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書				
区分	期首現在連結個別資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在連結個別資本金等の額 ④
		減	増	
		円	円	
資 本 金 又 は 出 資 金 26	26			
資 本 準 備 金 27	27			
○ ○ ○ 28	28			
○ ○ ○ 29	29			
差 引 合 計 額 30	30			

II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書				
区分	期首現在連結個別資本金等の額 ①	当期の増減		差引翌期首現在連結個別資本金等の額 ④
		減	増	
		円	円	
資 本 金 又 は 出 資 金 26	26			
資 本 準 備 金 27	27			
○ ○ ○ 28	28			
○ ○ ○ 29	29			
差 引 合 計 額 30	30			

別表五の二(一)付表一

令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.12】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.13】貸借対照表等に記載している連結法人税個別帰属額の未払金又は未収入金の金額は、④欄に記載した金額と一致していますか。

【No.93】貸借対照表と別表五の二(一)付表一の未払（未収）消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑯欄の金額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。

【No.10】別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、25④欄の金額と一致していますか。（検算式は、申告書確認表を参照。）

【No.15】貸借対照表に自己株式を計上している場合、法令第8条第1項第20号及び第21号の規定に準じて計算した金額を減算するなどの調整を行っていますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

連結子法人の株主等における帳簿価額修正額
のうちその連結子法人に係る部分の金額の計
算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()	別表五の二(一)付表二
差引翌期首現在連結個別利益積立金額 又は差引翌期首現在利益積立金額 〔別表五の二(一)付表一「25の④」 又は別表五(一)「31の④」〕	1	円			前期までの適格合併又は適格 分割型分割により引継ぎを受 けた最終利益積立金額 (前期の ((13) + (15)))	13	合三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
最終利益 積立 金額 の 計 算	最終利益積立金額 適格合併又は適格分割型分割による調整額 (17)	2 3	益 積 立 金 額	14	前期までの適格分割型分割に より引継ぎをした最終利益積立 金額 (前期の ((14) + (16)))	14	
	調整後最終利益積立金額 (2) + (3)	17	15	当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 最終利益積立金額 〔被合併法人の最後事業年度 の(4)又は分割法人の(16)〕	15		
既 修 正 額 の 計 算	前期までの修正額 (前期の(7))	4	16	当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ最終 利益積立金額 ((2) + 期首から分割まで の(3)) × 令第9条第4項第 2号イに規定する分割移転 割合	16		
	当期の修正額 既修正額 (5) + (6)	5 7	17	最終利益積立金額の調整額合計 (13) - (14) + (15) - (16)	17		
	適格合併又は適格分割型分割による調整額 (22)	8	既修正額の計算による調整額 既修正額 (19) + (21)	18	前期までの適格合併又は適格 分割により引継ぎをした既修正額 (前期の ((19) + (21)))	19	
修 正 未 済 額 の 計 算	調整後既修正額 (7) + (8)	9	既修正額の計算による調整額 既修正額 (被合併法人の最後事業年度 の(9)又は分割法人の(21))	20	当期の適格合併又は適格分割 型分割により引継ぎを受けた 既修正額 〔被合併法人の最後事業年度 の(9)又は分割法人の(21)〕	20	
	修正対象額 (1) - (2)	10	既修正額の計算による調整額 既修正額 ((5) + 期首から分割まで の((6) + (8))) × 令第9条 第4項第2号イに規定する 分割移転割合	21	当期の適格分割型分割により 分割承継法人に引き継ぐ既修正額 ((5) + 期首から分割まで の((6) + (8))) × 令第9条 第4項第2号イに規定する 分割移転割合	21	
	既修正等額 (3) + (9)	11			既修正額の調整額合計 (18) - (19) + (20) - (21)	22	
	当期末修正未済額 (10) - (11)	12					

各連結法人の租税公課の納付状況等に関する
明細書

連 結
事 業 年 度

【No.2】当連結事業年度に適用さ
れる別表を使用していますか。

別表五の二(二)付表

令三・四・一以後終了連結事業年度分

税目及び連結事業年度等	期首現在額	当期発生額	当 期		期末現在額
			充當金取崩しによる納付	仮払経理による納付	
	①	②	③	④	⑤
			円	円	円
					⑥
法地	1				
人方	2				
税及 びひ	3				
税及 びひ	4				
税及 びひ	5				
税及 びひ	6				
税及 びひ	7				
税及 びひ	8				
民 税	9				
	計	10			
市 町 村 民 税	11				
事 業 税 人 及 び 税	12				
当 期	中 间 分	18			
	計	19			
そ の 他	利子税	20			
	延滞金 (延納に係るもの)	21			
		22			
		23			
	損 金 不 算 入 の も の	24			
	加算税及び加算金	24			
	延滞税	25			
	延滞金 (延納分を除く。)	26			
	過怠税	27			
		28			
		29			
	納 税 充 当 金 の 計 算				
期首納税充當金	30		円		円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31			
		32			
	計	33			
取崩額	法人税額等	34			
	事業税及び特別法人事業税	35			
	期末納税充當金	41			

【No.22】41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一
致していますか。

【No.19】5、10及び15の⑤欄でマイナス表示して
いる還付法人税等又は還付所得税等(いざれも還付加算金を除
きます。)の額で、雑収入等に計上して
いるものを別表四の二付表の24欄又
は25欄で減算していますか。

【No.20】19の③欄及び④欄でプラス表示して
いる事業税等の額を別表四の二付表の23欄等で減算して
いますか。

【No.20】19の③欄及び④欄でマイナス表示して
いる還付事業税等の額を別表四の二付表で加算していま
すか。

【No.18】5、10、
15及び24~29の
⑤欄でプラス表
示している金額
を別表四の二付
表の14欄、17欄
及び19欄で加算
していますか。

【No.21】「その他」
の③欄に表示して
いる充当金の取崩
し又は④欄に表示
している仮払経理
により納付した源
泉所得税又は外国
法人税等の額を別
表四の二付表で減
算していますか。

各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

連 結 事 業 年 度	期首現在額	当期発生額	当 期 中 の 決 済 額		期末現在額
			支 払 額	受 取 額	
	①	②	③	④	⑤
	円		円	円	円
	42				
	43				
当 期 分	44	中間 確定	円	円	円
計	45				

【No.23】44の②中間欄及び確定欄の合計
額は、個別帰属額の届出書の14欄及び
37欄の合計額と一致していますか。

別表六(二)付表一

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
国外事業所等の名称等	名 称 1					
	国 名 又 は 地 域 名 2					
	所 在 地 3					
	主 た る 事 業 4					
区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分	国外所得対応分	③のうち非課税所得分	
		①	②	③	④	
国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額	5					円
(5)のうち内部取引に係る利益又は損失の額	6					
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額	7					
交際費等の損金不算入額	8					
貸倒引当金の戻入額	9					
国外事業所等に帰せられるべき資本に対する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10					
	11					
加算		【No.24】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。				
減算		【No.25】5欄の金額は、税引後の金額としていますか。 【No.25】5欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。				
減算		【No.28】連結国外所得金額の計算において、別表四の二付表の加減算額を調整していますか。				
○ ○ ○		【No.27】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。				
小 計 15						
貸倒引当金の繰入額 16						
銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額 (別表六(二)付表二「20」)						
保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)						
<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		【No.27】国外事業所等帰属所得及びその他の国外源泉所得ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。				
小 計 23						
仮 計 (5)+(15)-(23)						
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (24の①) + (24の③)		25				円
(25)のうち非課税所得の金額 (24の②) + (24の④)		26				

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
外國税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書				

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算				
控除限度額等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	控除余裕額又は個別控除余裕額
	地方法人税 (別表六(二)「49」、別表六の二(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2		国 (1) - (6) 税 7
	道府県民税 ((1)×1%)又は別表六(三)付表一「28の④」)	3		道府県民税 (((1)+(2)) - (3)) 税 8
	市町村民税 ((1)×6%)又は別表六(三)付表一「28の⑤」)	4		市町村民税 (((5)-(6))と(4)のうち少ない金額) 税 9
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5		計
控除対象外國法人税額又は個別控除対象外國法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6			

別表六(三)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.29】12~29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い連結事業年度のものから順に充当していますか。

【No.29】同一連結事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。

前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細

事業年度 又は 連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又 は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又 は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・	国税 12	円	円	円	円	外	円
	道府県民税 13						
	市町村民税 14						
・	国税 15			円		外	円
	道府県民税 16						
	市町村民税 17						
・	国税 18					外	
	道府県民税 19						
	市町村民税 20						
・	国税 21					外	
	道府県民税 22						
	市町村民税 23						
・	国税 24					外	
	道府県民税 25						
	市町村民税 26						
・	国税 27					外	
	道府県民税 28						
	市町村民税 29						
合計	国税 30					外	
	道府県民税 31						
	市町村民税 32						
	計 (30)+(31)+(32) 33						
当期分	国税 34 (7)				(11)	外 (別表六(一の二) 〔20〕-(33の外)) (33の②)	
	道府県民税 35 (8)						
	市町村民税 36 (9)						
	計 (34)+(35)+(36) 37 (10) (33の⑤)						

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人
税額に関する明細書

別表六(四)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
国 名	1					
所 得 の 種 類	2					
税 种 目	3					
納付確定日(納付すべき日) 又は 納付日	4					
源泉・申告・賦課の区分	5	済				
事業年度又は計算期間	6
課 税 標 準	7					
納付外国法人税額	8					
税 率 (%)	9					
税 額	(7) × (8)					
税額控除額	10					
納付すべき税額	11					
みなし納付の基礎となる条約 及び相手国の法令の根拠規定	12					
みなし納付外国法人税額	13					
(12)とのし 規定了場 合適用外 が國 な法 い人 も税 額	課 税 標 準	14				
税 率 (%)	15					
税 額	(13) × (14)					
税額控除額	16					
納付すべき税額	17					
納付したとみなされる外国 法人税額	18					
控除別 対控 象除 外對 象國 法外 人國 稅法 額人 又稅 額	外 国 法 人 税 額 の 合 計 (11) + (18)	19				
控除対象外國法人税額又は 個別控除対象外國法人税額 ((17) 又は (13)) × 35% と (19) のうち少ない金額)	20					
納付分	(11) と (20) のうち少ない 金額	21	(円)	(円)	(円)	(円)
み納 な付 し分	(20) - (21)	22	(円)	(円)	(円)	(円)
外 國 法 人 稅 額 が 異 動 し た 場 合	納 付 分 額 又 は 減 額 の 金 額 (21) ≥ (23) の場合 (21) - (23)	23				
	(21) < (23) の場合 (23) - (21)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
	み納 な付 し分 額 又 は 減 額 の 金 額 (22) ≥ (26) の場合 (22) - (26)	25	(円)	(円)	(円)	(円)
	(22) < (26) の場合 (26) - (22)	26				
	(22) - (26)	27	(円)	(円)	(円)	(円)
	(22) - (26)	28	(円)	(円)	(円)	(円)
納付した控除対象外國法人税額 又は個別控除対象外國法人税額 ((21) 欄又は (24) 欄の合計)	29	円	減額された納付控除対象外國法人税額 又は個別納付控除対象外國法人税額 ((25) 欄の合計)	31	円	
納付したとみなされる控除対象外國法人税額 又は個別控除対象外國法人税額 ((22) 欄又は (27) 欄の合計)	30	円	減額されたみなし納付控除対象外國法人税額 又はみなし納付個別控除対象外國法人税額 ((28) 欄の合計)	32	円	

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の
配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等
に対応する控除対象外国法人税額又は個別控除対象外
国法人税額に関する明細書

外 国 法 人 の 名 称 等			事業年度 又は連結 事業年度	:	:	法人名 ()
	名 称	1				
本事 店務 又所 はの 主た た所 在所 る在	国 名 又 是 地 域 名	2				
發 行 濟 株 式 等 の 保 有 割 合		4	%	%	%	%
發 行 濟 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合		5	%			%
剩 余 金 の 配 当 等 に 係 る 外 国 法 人 税 額	稅 種	6				
納付確定日又は納付日	7					
課 稅 標 準	8					
稅 率	9	%	%	%	%	%
稅 (8) × (9)	額	10				
納 付 し れ た 外 も の 法 と 人 み 税 な 額	みなし納付の基礎となる条約 及び相手国の法令の根拠規定	11				
(11)の規定の適用がないもの とした場合の外国法人税額 (8) × 税率	(12)	(%)				
みなし納付外国法人税額 (12) - (10)	13					
控 除 対 象 外 国 法 人 税 額	外 国 法 人 税 額 の 合 計 (10) + (13)	14				
損 金 算 入 配 当 を 受 け る 場 合	外 国 子 会 社 配 当 益 金 不 算 入 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当 等 の 額	15				
	(15)のうち措置法第66条の8第3項 若しくは第10項又は第68条の92第3 項若しくは第10項の規定により益金 不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(二の七)「25」)	16				
	益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	17				
	(14)のうち(17)に対応する金額	18				
上記 記 以 等 を の 受 け る 金 の 合	措置法第66条の8第1項、第3項、第8項 若しくは第10項又は第68条の92第1項、第 3項、第8項若しくは第10項の規定により 益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「27」)	19				
	益金算入される剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「91」) - (19)	20				
	(14)のうち(20)に対応する金額	21				
控除対象外國法人税額又は 個別控除対象外國法人税額 ((8) × 35%と((18)又は(21))のうち少ない金額)	(22)					
納 付 分	(22) × $\frac{(10)}{(14)}$	23	(円)	(円)	(円)	(円)
み 納 な 付 し 分	(22) - (23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)
納 付 した 控 除 対 象 外 國 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 國 法 人 税 額 ((23)欄の合計)	25					円
納 付 した と み な さ れ た 控 除 対 象 外 國 法 人 税 額 又 は 個 別 控 除 対 象 外 國 法 人 税 額 ((24)欄の合計)	26					

別表六四の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用され
る別表を使用していますか。

【No.32】7欄は、当連結事業年度中の日付となっ
ていますか。

【No.33】9欄は、租税条約（日台民間租税取決めを
含みます。）の限度税率を超えていませんか。

【No.34】11欄に、租税条約及び相手国法令の根拠
規定を記載していますか。

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連
事
年
月

【No.25】19欄の金額は、税引後の金額としていますか。

【No.25】19欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

I 法人税に係る外国税額		円	区分	外課税所得分
当期の連結控除対象外国法人税額(別表六(二)「21」)	1		①	②
当期の連結控除限度額(別表六(二)「15」)	2			
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額(別表六(二)付表一「25」)	3			
その他の国外源泉所得に係る所得の金額(43の①)	4			
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5			
非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	6			
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			
別表六(二)「12」の金額	8			
調整連結国外所得金額(別表六(二)「14」)	9			
(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10			
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11			
各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			
連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13			
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14			
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15			
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			
計 (14) + (15) + (16)	17			
別 帰 属 額 (17)	18			
		計 (19) + (31) - (42)	43	

II 地方法人に係る外国税額の控除に関する明細書

個別法	当期の個別控除対象 外 国 法 人 税 額 (1)	円	地方法人税 控除限度額 (別表六(二)「19」)	円
	44		47	

【No.24】国外事業所等を通じて事業を行っている場合、連結国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得とその他の国外源泉所得とに区分して計算していますか。

【No.24】国外事業所等帰属所得の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成していますか。

別表六の二(二)付表

令三・四・一以後終了連結事業年度等分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書		連結事業年度	:	:	法人名	
各連結法人における試験研究費の額	1					
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2					
特 別 試 験 研 究 費 対 象 割 合 別表六の二(九)「3」 別表六の二(九)「1」	3					
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)	4		か 度 令 の 100 — — (8) × 0.175	14		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5					
個 別 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	6		除 合 の 割 合 の 計 算	月 1 日 前 に (11)、(13)又は(14)) + ((11)、 (13)又は(14)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	15	
各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	7		連 開 始 親 す 法 る 人 連 事 結 業 事 業 年 度 年 度 が 度 令 の 和 場 3 合 年 4 月 1 日 以 後 に	(8) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $10.145 + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	16	
個 別 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (6)	8			(11)及び(16)以外の場合 $10.145 - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	17	
個 別 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	9	円		個 別 税 額 控 除 割 合 ((11)、(16)又は(17)) + ((11)、 (16)又は(17)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	18	
個 別 計 試 算 研 究 費 割 合	10	円		個 別 税 額 控 除 相 当 額 (5) × ((15)又は(18))	19	円
各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」)	9			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	20	
個 別 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(9)}$	10			一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「25」) × $\frac{(19)}{(20)}$	21	

別表六の二(五)付表

令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.35】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連結 事業	・	・	法人名
----------	---	---	-----

別表六の二(六)付表

令三・四・
以後終了連結事業年度分

各連結法人における試験研究費の額	1		
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		
特別試験研究費対象割合 <u>別表六の二(九)「3」</u> <u>別表六の二(九)「1」</u>	3		
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3)	4	円 税額控除割合の計算	(0.12未満の場合又は(7) = 0 の場合は0.12) (11) / 100 × 0.1
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5		(0.1を超える場合は0.1)
各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	6		個別税額控除割合 (12) + ((12) × (13)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)
個別増減試験研究費割合の計算	7	個別税額控除相当額 (5) × (14)	15
個別増減試験研究費の額 (1) - (7)	8	各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	16
個別増減試験研究費割合 (8) (7)	9	中小連結法人の試験研究費に 係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」) × $\left[\frac{(5)}{(6)} \text{ 又は } \frac{(15)}{(16)} \right]$	17

【No.35】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るもの）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に
おける各連結法人の比較試験研究費の額及び平
均売上金額の計算に関する明細書

		連 結 事 業 年 度	:	:	法 人 名	()
比 較 試 験 研 究 費 の 額 の 計 算						
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		試 験 研 究 費 の 額	当 期 の 月 数 (1)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改 定 試 験 研 究 費 の 額 (2) × (3)		
1	2	3	4			
調 整 対 象 年 度	【No.36】申告調整額を加減算した税務上の金額となって いますか。 また、当事業年度に適用される規定により計算してい ますか。	【No.2】当連結事業年度に適用さ れる別表を使用していますか。	【No.38】調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない連結事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をして いますか。 【No.40】合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。	5	6	7
	⋮ ⋮					
		計				
比 較 試 験 研 究 費 の 額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)		円	円	5	6	7
平 均 売 上 金 額 の 計 算						
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		売 上 金 額	当 期 の 月 数 (6)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改 定 売 上 金 額 (7) × (8)		
6	7	8	9			
壳 上 調 整 年 度	【No.37】申告調整額を加減算した税務上の金額となっ ていますか。	【No.37】当連結事業年度の 金額を記載していますか。				
当 期	⋮ ⋮					
		計				
平 均 売 上 金 額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		円	円	10	11	12

別表六の二(七)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

別表六の二(九)付表

令三・四・一
以後終了連結事業年度分

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

連結事業年度	：	法人名	()
--------	---	-----	-----

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)	1	
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2	
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	3	
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4	
当期税額控除額 (別表六の二(九)「14」)	5	
特 别 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細		
措法第68条の9第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額
12	13	14
第1号・第2号・第3号		円
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
計		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15	
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16	

【No.35】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・棚卸資産
- ・固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るもの除去。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。

(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額

$$((5)-(6)-(7)) \times \frac{(1)-(15)-(16)}{(2)-(3)-(4)}$$

特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額

$$(8)+(9)+(10)$$

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分 個別帰属額届出用

別表七の二付表一
令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

計	非特定連結欠損金	個別帰属額の計算	連結欠損金	連結欠損金
発生連結事業年度	(9)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	非特定連結欠損金の当期控除額の個別帰属額	当期控除額の個別帰属額	個別帰属額の翌期繰越額
	(9) - (10)	(15) × $\frac{(15)}{(16)}$	(15) - (17)	(13) + (17)
	15	16	17	18
	円	円	円	円
計				

連 結 欠 損 金 当 期 発 生 額 に 係 る 個 別 帰 属 額 の 計 算

連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書		連 事 年	結 業 度	・	・	法人名	
連結欠損金発生年度 [: :]							
連 結 法 人 名							計
連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの		内					円
連結初年度における調整計算	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	内					
	連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (1) + (2)	内					
連結納税への加入	特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの	内					
	連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	内					
連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (4) + (5)		内					
前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (前期の別表七の「20」又は「28」)		内	内	内	内		
上記以外の連結事業年度における調整計算	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額	内	内	内	内		
	被合併法人等となる連結子法人名	内					
連結内適格合併等による引継額	同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (当該連結子法人の(7))	内	円	内	円		
	同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額 当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(一)「4」	内					
連結外適格合併等による引継額	同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額 当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(二)「26」 又は別表七(三)「14」	内					
	差引計 (10) - (11) - (12)	内					
連結欠損金個別帰属額の加算額 (8) + (13)		内	内	内	内		
連結外適格合併等による引継額	離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (当該連結子法人の(7))	内	内	内	内		
	連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額	内					
連結外適格合併等による引継額	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいざれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額	内	内	内	内		
	欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額	内	内	内	内		
連結欠損金個別帰属額の減算額 (15) + (16) + (17) + (18)		内	内	内	内		
連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額 (7) + (14) - (19)		内	内	内	内		
連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 (3)若しくは(6)又は(20)		内	内	内	内		

別表七の二付表二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

【No.41】最初連結事業年度の場合、連結親法人の繰越欠損金の額を連結欠損金額として1欄に記載していますか。

【No.42】1欄又は4欄の金額は、連結欠損金額とみなされるものですか。

【No.43】特定連結子法人の最初連結事業年度の開始の日(加入日)の属する連結親法人の連結事業年度開始の日以後に開始したその特定連結子法人の連結加入前の事業年度において生じた欠損金の額を、その加入日の属する連結事業年度に生じた連結欠損金額としていませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

【No.44】組織再編成が行われた場合、7欄~20欄において連結欠損金個別帰属額の調整計算を行っていますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

別表八(二)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()	
外 国 子 会 社 の 名 称 等	名 称	1					
本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2					
	所 在 地	3					
	主 た る 事 業	4					
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%	
	発 行 済 株 式 等 の 連 結 保 有 割 合	6	%	%	%	%	
	支 払 義 务 確 定 日	7					
	支 払 義 务 確 定 日 ま で の 保 有 期 間	8					
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	剩 余 金 の 配 当 等 の 額	9	()	()	()	()	
	(9)の剩余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円	
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剩余金の配当等の額の該当の有無	11	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有 · 無	
益 金 不 算 入 額 等 の 計 算	益等 金の 不額 算の 入計 算の 対象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有 · 無	【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。		
	損当 金等 又は 支 払 わ れ た 剩 余 金 の 配 当 等 の 額	13	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剩余金の配当等の額	14	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	15	() 円	() 円	() 円	() 円	
	損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	16	() 円	() 円	() 円	() 円	
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15))	17	() 円	() 円	() 円	() 円	
	(16)に対応する外国源泉税等の額 $((10) \times \frac{(14)}{(13)})$	18					
	剩余金の配当等の額に係る費用相当額 $((9) - (16)) \times 5\%$	19					
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 (9) - (16) - (18)	20					
等 の 計 算	措置法第66条の8第2項若しくは第9項又は 第68条の92第2項若しくは第9項の規定 により益金不算入とされる剩余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	21					
	(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第10項 又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により 益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	22					
	(9)のうち益金不算入とされる剩余金の配当等の額 (19)+(20)+(21)	23					
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10)-(17)	24					
	(23)のうち措置法第66条の8第16項又は 第68条の92第16項の規定により損金不 算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	25					
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23)-(24) (マイナスの場合は0)	26					
	益 金 不 算 入 と さ れ る 剩 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 (22)欄の合計	27					
	損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 (25)欄の合計						

【No.48】27欄の金額を
別表四の二付表で加算
していますか。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

【No.51】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

公共事業者の名称		1	譲渡資産の明細	【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。	
公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・・	同対		円
収用換地等による譲渡年月日	3	・・	譲渡経費	支出した譲渡経費の額	14
譲渡資産の種類	4			譲渡経費に充てた金額	15
対価補償金及び清算金の額	5			差引譲渡経費の額	16
同補益上償金に相当する部分の額	6			(14) - (15)	
以金外の額	7			同上のうち補償金等の額	17
移転補償金に相当する部分の額	8			渡益の額	18
取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9			+ (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	
特別控除に係る 交換取得資産の価額	10		控除額の計算	期前において設けた特別勘定の金額にしめてある金額	19
同上の交換取得資産につき 支払った交換差金の額	11			別控除の規定の適用を受ける金額	20
				当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の上に属する年において、該譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	
				特 別 控 除 残 額	21
				5,000万円 - (20)	
				特 别 控 除 額	22
				((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	

別表十の二(二)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

事業実行者等の名称	特定事業の用地買収等により譲渡した年月	特定場合	当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年においてつき、2,000万円用を受けた金額	33
【No.50】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。		除 残 額 - (33)	34	
取 得 し た 対 値 の 額		除 領 うち少ない金額)	35	
交 換 取 得 資 產 の 価 額	26	特 別 控 除 残 額 1,500万円 - (36)	36	
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27	特 別 控 除 残 額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	37	
特 定 事 業 の 用 地 買 収 等 に よ り 譲 渡 し た 部 分 の 帳 簿 価 額	28	農 地 の 特 別 保 有 の 控 除 残 額 800万円 - (39)	38	
譲 渡 経 費 の 額 の 計 算	支出した譲渡経費の額	特 別 控 除 残 額 800万円 - (39)	39	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	特 別 控 除 残 額 ((32)と(40)のうち少ない金額)	40	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	特 別 控 除 残 額 1,000万円 - (42)	41	
	譲 渡 益 の 額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	特 別 控 除 残 額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	42	
		特 別 控 除 残 額 1,000万円 - (42)	43	
		特 別 控 除 残 額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	44	

【No.52】収用に係る連結所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での連結所得の特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20欄～22欄)

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 (22)+(35)+(38)+(41)+(44)	45	円	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 $((48)-(51)) \times \frac{(45)}{(48)}$	46		"当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45)-(46)	47		特別控除額 5,000万円-(49)	50	

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
収用換地等による譲渡年月日		2	・・
譲渡資産の種類		3	
譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額		4	円
対価補償金及び清算金の額		5	
同上以外の補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		6	
経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7	
移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		8	
取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)		9	
保留地の対価の額		10	
交換取得資産の価額		11	
支出した譲渡経費の額		12	
譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		13	
差引譲渡経費の額 (12) - (13)		14	
補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$		15	
交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)		16	
補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$		17	
交換取得資産の価額に応する帳簿価額 (4) - (17)		18	
取得した補償金等の額 (9)		19	
同上に係る譲渡経費の額 $(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$		20	
差引補償金等の額 (19) - (20)		21	
補償金等の額に応する帳簿価額 $(4) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$		22	
差益割合の計算	差益割合	(21) - (22)	(21)

【No.51】同一連結事業年度内の同一の年に属する期間において、連結所得の特別控除と圧縮記帳(特別勘定を設けた場合を含みます。)を重複適用していませんか。

代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

特別勘定に経理した金額

繰入限度額の計算
特別勘定の対象となり得る金額
(21) - (26)

繰入限度額
(30) × (23)

繰入限度超過額
(29) - (31)

翌期繰越額の計算
当初の特別勘定の金額
(29) - (32)

同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額

当期中に益金の額に算入すべき金額

期末特別勘定残額
(33) - (34) - (35)

交換取得資産の種類

交換取得資産の帳簿価額を減額した金額

交換取得資産の価額
(11)

交換取得資産に応する帳簿価額
(4) 又は (18)

交換取得資産につき支払った交換差金の額

交換取得資産に係る譲渡経費の額
(14) 又は (16)

計
(40) + (41) + (42)

圧縮限度額
(39) - (43)

圧縮限度超過額
(38) - (44)

別表十三四

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額
等の損金算入に関する明細書

(号該当)

別表十三(五)

譲渡した資産の種類	1	事業又は事業	【No.53】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第68条の78第1項各号の要件を満たしていますか。
同上の資産の取得年月日	2	..	
譲渡した資産の所在地	3		
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。
譲渡年月日	5	..	
の対価の額	6	円	
帳簿価額	7		
譲渡に要した経費の額	8		【No.54】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。
計	9		
(7) + (8)			
差益割合	10		
取得した買換資産の種類	11		
取得した買換資産の所在地	12		
取得年月日	13		
買換資産の取得価額	14		
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15		【No.55】買換資産が措法第68条の78第1項第4号下欄の土地等である場合、その面積は300m ² 以上となっていますか(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。)。
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16		
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17		
取得した土地等の面積	18		【No.56】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍(平成29年4月1日前に行なった譲渡に係る資産が旧措法第68条の78第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍)を超える部分の面積を記載していますか(その明細を別紙に記載して添付していますか。)。
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19		
取得価額	20		
(14) × (18) - (19)			
(18)			
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21		
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		【No.57】27欄の金額を算出する際に乗じた割合を次の割合としていますか。
圧縮基礎取得価額	23		<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」(※)以外にある所有期間が10年を超える土地等、建物、構築物の「集中地域」への買換えについて、買換資産が東京23区内にある場合は0.7、それ以外の「集中地域」にある場合は0.75 令和2年4月1日以後に行なった航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合は0.7 震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合は1.0 上記以外の場合は0.8
買前の納換いで既に譲り受けた取扱いの前期末の取得価額	24		※ 集中地域とは、具体的には、平成30年4月1日における次に掲げる区域をいいます(地域再生法施行令第5条第1項)。
前期末の帳簿価額	25		<ol style="list-style-type: none"> 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圈整備法施行令別表に掲げる区域 首都圈整備法第24条第1項の規定により指定された区域 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域
圧縮基礎取扱いの前期末の額	26		
圧縮限度額	27		
((23)又は(26)) × (10) × 80、70又は75			
100			
圧縮限度超過額	28		
(21) - (27)			
対価の額の合計額(6の計)	29		
同上のうち譲渡日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30		
特別勘定の対象となり得る金額(29) - (30)	31		
特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額((36)と(38)のうち少ない金額) ÷ $\frac{80,70\text{又は}75}{100}$ ÷ (10)	32		
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33		
当期中において買換資産の取得に充てた金額	34	場合	額當期中に益金の額に42
翌期繰越額の計算			

【No.58】一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む連結事業年度の翌連結事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合、42欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表
十四
五

令三
四
一
以後終了事業年度又は連結事業年度分

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()
----------------------	---	---	------------

譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額 (6) - (7)	8						円
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9						
譲渡損失額 (5) - (4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14						
譲渡(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17						
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()		
減価償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数×12〕	19	月	月	月	月		
簡便法損に算り入当額を益金計算する場合 当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20						
当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22						
支出の効果の及ぶ期間の月数	23						
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24						
当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26						

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。

【No.60】譲渡損益調整資産が連結完全支配関係がある連結法人の株式である場合、5欄の金額を帳簿価額修正後の金額としていますか。

【No.61】譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。

【No.62】譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

交際費等の損金算入に関する明細書		連 結 事業年度	・ ・ ・	法人名		
支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 (2)又は(3)	4	円	
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2					
中小連結法人の定額控除限度額 (1)の金額又は800万円 × $\frac{12}{12}$ 〔相当額のうち少ない金額〕	3		損 金 不 算 入 額 (1) - (4)	5		
法 人 名						計
科 目	①	②	③	④	⑤	
交 際 費 6	円		【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。			
○ ○ ○ 7	8		【No.63】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。			
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
支 出 額 の 合 計 額 18						円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額 19						
差 引 交 際 費 等 の 額 (18) - (19) 20						
同上のうち接待飲食費の額 21			【No.63】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を21欄に含めていますか。			
個 別 帰 属 損 金 不 算 入 額 支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合 又は支出交際費等の損金算入額がない場合 (20) - (21) × $\frac{50}{100}$ 22						
同 上 以 外 の 場 合 (20の①)、(20の②) (20の③)又は(20の④) (5) × $\frac{50}{100}$ (20の⑤) 23						

別表十五の二
令三・四・一以後終了連結事業年度分

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分 個別帰属額届出用

別表十六
(一)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
資産区分	種類	1				
	構造	2				
	細目	3				
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5				
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年
	取 得 値 額 又 は 製 作 値 額	7	外 円	外		円
	圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8				
	差 引 取 得 値 額	9				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
簿価額	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合 計	16				
	(13)+(14)+(15)					
	平成19年3月以前取得分の普通償却限度額等	残存価額	17			
	差引取得価額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	18				
	31日以前取得分の場合	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-17	19			
当期分の普通償却限度額等	旧定額法の償却率	20				
	(16)-(18)	算出償却額 (19) × (20)	21	円	円	円
	増加償却額 (21) × 割増率	22	()	()	()	()
	計 (21)+(22) 又は (16)-(18)	23				
	(16)-(18) の場合	算出償却額 ((18)-17) × $\frac{5}{60}$	24			
	平成19年4月以後取扱分	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25			
	定額法の償却率	26				
	算出償却額 (25) × (26)	27				
	増加償却額 (27) × 割増率	28	()			
	計 (27)+(28)	29				
当期分の普通償却限度額等	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24) 又は (29)	30				
	特には税制上の特別措置法による特別償却額	31 ()				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	32	特			
	合計 (30)+(32)+(33)	33				
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24) 又は (29)	34				
	前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。	35				
	償却不足額 (34)-(35)	36				
	償却超過額 (35)-(34)	37				
	前期からの繰越額	38	外	外	外	外
	当認定期容に於ける償却不足によるもの	39				
特別償却不足額	積立金取崩し金額によるもの	40				
	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(38)) と ((32)+(33)) のうち少ない金額	42				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44				
	期額への内訳 当期分不足額	45				
	合併等特別償却不足額 ((36)-(39)) と 32 のうち少ない金額	46				
	備考	47				

別表
十六
(二)

令三・四
一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

種類	1			
構造	2			
細目	3			
取得意年月日	4	.		
事業の用に供した年月	5			
耐用年数	6			
取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外
得価額記帳による積立金計上額	8			
得価額引取得価額	9			
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10			
期末現在の積立金の額	11			
積立金の期中取崩額	12			
差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△
の損金に計上した当期償却額	14			
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外
合計	16			
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17			
償却額計算の基礎となる金額	18			
平成19年3月以前取得分の普通償却限度額等	19			
当期分の普通償却限度額等	20			
算出償却額	21	円	円	円
増加償却額	22	()	()	()
合計	23			
算出償却額の場合	24			
平成19年4月1日以後取得分の普通償却限度額等	25			
平成19年4月1日以後の増加償却額	26	円	円	円
定期法の償却率	27			
定期法の前償却額	28	円	円	円
定期法の改定取得価額	29			
改定償却率	30			
改定償却額	31	円	円	円
増加償却額	32	()		
合計	33			
当期分の普通償却限度額等	34			
特別割り当て用の償却限度額	35	()		
特別割り当て用の償却限度額	36	()		
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37			
合計	38			
当期償却額	39			
償却不足額	40			
償却超過額	41			
前期からの繰越額	42	外	外	外
当認定期に於ける償却不足によるもの	43			
損益にによるもの	44			
差引合計翌期への繰越額	45			
翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)+(43))と(36)+(37)のうち少ない金額)	46			
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47			
差引翌期への繰越額(46)-(47)	48			
翌期の内当期分不足額	49			
適合組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43))と36のうち少ない金額)	50			
備考	51			

【No.64】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.65】中小連結法人以外の法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結法人等）であるにもかかわらず、中小連結法人向けの特別償却を適用していませんか。

【No.66】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.67】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

別表
十六(十)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

繰 延 消 費 税 額 等 (発生した事業年度又は連結事業年度)	1	円	円	円	円	円	円
当期の損金算入限度額 <small>(1) × 当期の月数 / 60 [当期発生分については (1) × 当期の月数 / 60 × 1/2]</small>	2						
当期損金経理額	3						
差 損金算入不足額 <small>(2) - (3)</small>	4						
引 損金算入限度超過額 <small>(3) - (2)</small>	5						
損金算入限度超過額	6						
同上のうち当期損金認容額 <small>((4)と(6)のうち少ない金額)</small>	7						
翌期への繰越額 <small>(5) + (6) - (7)</small>	8						

【No.94】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。

【No.94】課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したもの）。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

当期に生じた資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入額等の明細

課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	円	(12) のうち当期損金算入額	14	円
課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)	10		(13) の割合が80%以上である場合の資産に係る控除対象外消費税額等の合計額	15	
同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額	11		資産に係る控除対象外消費税額等で棚卸資産に係るもの合計額	16	
同上の額のうち資産に係るもの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)	12		資産に係る控除対象外消費税額等で特定課税仕入れに係るもの合計額	17	
当期の消費税の課税売上割合	13		資産に係る控除対象外消費税額等で20万円未満のものの合計額	18	
			当期の繰延消費税額等 ((12) - (15)) 又は ((12) - (16) - (17) - (18))	19	

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分 個別帰属額届出用

別表十七
(三)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()
外 国 関 係 会 社 の 名 称 事 業 年 度 主 た る 事 業 外 國 關 係 會 社 の 區 分 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 株 式 等 の 保 有 割 合 營 業 收 益 又 是 賣 上 高 當 業 利 益 稅 引 前 當 期 利 益 利 益 剩 余 金 所 得 對 應 的 稅 負 擔 割 合 企 業 集 團 等 所 得 課 稅 規 定 的 適 用 受 到 的 外 國 關 係 會 社 的 該 當 · 非 該 當 添 付 書 類 課 稅 對 象 金 額 等 の 状 況	名 称 1						
	本店の 店舗所 在事務 主所 2	国名又は地域名	2				
	事 業 年 度 4	・	・				
	主 た る 事 業 5						
	外 国 関 係 会 社 の 区 分 6	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等		特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等		特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 外国金融子会社等	
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 7	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	株 式 等 の 保 有 割 合 8	%					%
	營 業 収 益 又 は 売 上 高 9	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	當 業 利 益 10	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	稅 引 前 当 期 利 益 11	(円)					
	利 益 剰 余 金 12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表二「39」又は「40」)	13	%				%
	企 业 集 团 等 所 得 課 稅 规 定 の 適 用 を 受 け る 外 国 関 係 会 社 の 該 当 · 非 該 当 14	該 当 · 非 該 当		該 当 · 非 該 当		該 当 · 非 該 当	
	添 付 書 類 15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類		貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類		貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	
	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額(別表十七(三)の二)「26」、別表十七(三)の三)「7」又は別表十七(三の四)「9」)	16					
	請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合 (別表十七(三)の二)「27」、別表十七(三)の三)「8」又は別表十七(三の四)「10」)	17	%		%		%
	課 稅 対 象 金 額 等 の 状 況 若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額(別表十七(三)の二)「28」、別表十七(三)の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)	18	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用
対象金額等の計算に関する明細書

別表
十七
三の二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外 国 関 係 会 社 の 名 称		事 業 年 度	法 人 名	()
適 用 対 象 金 額 及 び 課 税 対 象 金 額 等 の 計 算				
所得 計 算 上 の 適 用 法 令	3 本邦法令・外国法令		16	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4		17	
損金の額に算入した法人所得税の額	5		18	
	6		19	
【No.70】24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。		【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。		
算		小 計	21	
	9	基 準 所 得 金 額 (4) + (11) - (21)	22	
	10	繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額 ((30) の 計)	23	
小 計	11	当 期 中 に 納 付 す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	24	
益 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 還 付 額	12	当 期 中 に 還 付 を 受 け る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	25	
子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	13	適 用 対 象 金 額 (22) - (23) - (24) + (25)	26	
特 定 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 株 式 等 の 特 定 讓 渡 に 係 る 讓 渡 利 益 額	14	請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合	27	%
控 除 対 象 配 当 等 の 額	15	課 稅 対 象 金 額 又 は 個 別 課 税 対 象 金 額 (26) × (27)	()	円)
欠 損 金 額 の 内 訳				
事 業 年 度	控 除 未 济 欠 損 金 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額	
	29		(29) - (30)	
計				
当 期 分				
合 計				

【No.71】28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む連結事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

【No.3】前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

別表十七
三の五

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外 国法人税額等の計算に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()	
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1		特 指 定 除 外 対 象 外 國 關 係 會 法 人 又 稅 額 等	適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「26」)	8		
本たの 店る所 又事在 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2		子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	9		
所 在 地	3			控 除 対 象 配 当 等 の 額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10		
事 業 年 度	4	：		調 整 適 用 対 象 金 額	11		
外 国 法 人 税	税 种 目	5			12		
	外 国 法 人 税 額	6			13	%	
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7			14		
外 外 國 金 融 入 子 會 社 等 の 以 計 算 の 部 分 對 象 外 國 關 係 會 社 に 係 る 控 除 對 象	特又会の 定は社と 外対にし 國象該た 關外當場 關係國す合 會關係 社係も	適 用 対 象 金 額 (55)	15	外 國 金 融 子 會 社 等 に 係 る 控 除 對 象 外 國 法 人 稅 額 等 的 計 算	適 用 対 象 金 額 (55)	24	
	子会社から受けける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16		子会社から受けける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	25		
	控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	26		
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18		調 整 適 用 対 象 金 額			
	部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「7」)	19					
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	20					
	(20) ≤ (18)の場合 (20) (18)	21	%	(29) ≤ (27)の場合 (29) (27)	30	%	
	(20) > (18)の場合 (20) (19)	22	%	(29) > (27)の場合 (29) (28)	31	%	
	(6) × ((21)又は(22))	23		(6) × ((30)又は(31))	32		
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額				33		
外 異 國 動 法 人 た 稅 場 額 合 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額				34		
	(33) ≥ (34)の場合 (33) - (34)				35		
	(33) < (34)の場合 (34) - (33)				36	(円)	
	課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35))				37	(円)	
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算							
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令	38	本邦法令・外国法令	控 除 対 象 配 当 等 の 額	47			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	39						
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	40					
		41					
		42		(39) + (44) - (50)	51		
		43		繰越欠損金の当期控除額	52		
	小 計	44		当期中に納付することとなる法人所得税の額	53		
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	54		
	子会社から受けける配当等の額	46		適 用 対 象 金 額 (51) - (52) - (53) + (54)	55		

【No.72】6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。

【No.72】外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.73】36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む連結事業年度終了日の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分 個別帰属額届出用

別表十七
三の七

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

別表十七(四)

令三・四・
以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外関連者に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()
国	名 称					
外	本店の 店舗所 又事在 は務 主所	国名又は地域名				
関	所 在 地					
連	主たる事業					
者	従業員の数					
の	資本金の額又は出資金の額					
名	特殊の関係の区分			該当第	該当第	該当第
称	株式等の保有割合	保 有		%	%	%
等		被 保 有		%	%	%
等		同一の者による 国外関連者の株 式等の保有		%		%
直	事業年度					
近	事業年度の営業収益等	営業収益又は売上高	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
事		原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
業		販売費及び 一般管理費	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
年		営業 利 益	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
度		税引前当期利益	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
の		利 益 剰 余 金	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
外	棚卸資産の対価			受 取	百万円	百万円
関	役務提供対価	支 払				
連		算定方法				
者		受 取	百万円	百万円	百万円	
と	有形固定資産の使用料			支 払	百万円	百万円
の	無形資産の譲渡対価	算定方法				
取		受 取	百万円	百万円	百万円	
引		支 払				
状	無形資産の使用料			算定方法		
況	貸付金の利息又は 借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円	
等		支 払				
		算定方法				
事	事前確認の有無			有・無	有・無	有・無

【No.75】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか
(取引には対価の授受がないものも含みます。)。

【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

組織再編成に係る主要な事項の明細書		連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	付 表
提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日	1	区 分		態 樣		組織再編成の日
		被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（適格現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転		
相手方の区分、名称及び所在地	2	区 分		名 称	所 在 地	
		合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人				
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあっては左の算定根拠		
移転を受けた資産又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等			
適 格 判 定 に 係 る 主 要 な 事 項						
適 格 区 分	5	適 格 (法第2条第 号 該当) その他				
株 式 保 有 関 係	6	令第4条の3第 項 第 号 該当	株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後	
			直接保有	%	%	
【No.4】組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。 従 業 成後 人						
組 織 再 編 成 前 の 主 要 事 業 等	8	(繼続 ・ 関連)				
関 連 事 業	9					
事 業 規 模	10	指 標		左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額 ・従業者の数・その他()				
特 定 役 員 等 の 役 職 名 及 び 氏 名	11	組織再編成前の役職名	組織再編成後の役職名	氏 名		
支 配 株 主 の 株 式 の 保 有 状 況	12	氏 名 又 は 名 称		旧 株 数	新株継続保有見込の有無	
					株	有・無
		(合 計)				有・無
被合併法人等の発行済株式等の数			株	有・無		

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
受取手形		支払手形	
売掛金		買掛金	
有価証券		未払費用	
仕掛品		短期借入金	
材料		未払法人税等	
貯蔵品		賞与引当金	
短期貸付金		製品保証引当金	
前払費用		未払消費税額等	
繰延税金資産		固定負債	
その他の資産		長期借入金	
貸倒引当金		社債	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		役員退職引当金	
建物		繰延税金負債	
建物付属設備		負債合計	
機械及び装置		(純資産の部)	
車輌及び運搬具		株主資本	
土地		資本金	
建物仮勘定		資本剰余金	
無形固定資産		資本準備金	
借地権		その他資本剰余金	
施設利用権		利益剰余金	
営業権		利益準備金	
投資その他の資産		その他利益剰余金	
投資有価証券		×××準備金	
長期貸付金		○○○積立金	
前払年金費用		別途積立金	
貸倒引当金		繰越利益剰余金	
資産合計		自己株式	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.93】貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表⑥欄の金額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。）。

【No.22】別表五(二)の41欄の金額と一致していますか。

【No.12】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五の二(一)付表一の④欄の金額と一致していますか。

繰延税金資産

その他の資産
貸倒引当金

固定資産

有形固定資産

建物

建物付属設備

機械及び装置

車輢及び運搬具

土地

建物仮勘定

無形固定資産

借地権

施設利用権

営業権

投資その他の資産

投資有価証券

長期貸付金

前払年金費用

貸倒引当金

資産合計

損 益 計 算 書 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

科 目	金 頓
營 業 収 益	
売 上 高	
營 業 費 用	
売 上 原 価	
販売費及び一般管理費	
營 業 利 益	
營業外収益	
營業外費用	
支 払 利 息	
經 常 利 益	
特 別 利 益	
固 定 資 產 売 却 益	
特 別 損 失	
有 価 証 券 評 価 損	
減 損 損 失	
ゴルフ会員権評価損	
貸 倒 損 失	
稅引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	

【No.82】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四の二付表で加算していますか。

【No.76】有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四の二付表で加算していますか。

株主資本等変動計算書

資本金	株主資本									評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換 算差額等 合計			
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益 剰余金 合計								
当期首残高														
当期変動額														
新株の発行														
剰余金の配当														
当期純利益														
自己株式の処分														
× × × ×														
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)														
当期変動額合計														
当期末残高														

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日

3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の 原資	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日

【No.9】剰余金の配当等の額は、別表四の二付
表の1③欄の配当の額と一致していますか。

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。
8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものと記入し、「賃金手当」欄には、工賃等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 <i>受取印</i>	税務署長殿	※ 一連番号 系管 要否 整理番号	翌年以降 送付不要
納 税 地	申告年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
(フリガナ) 名 称 又は屋号	【No.92】個別帰属額の届出書の別表四の二付表の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。		
個人番号 又は法人番号	【No.94】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、個別帰属額の届出書に別表十六(十)を添付していますか。		
(フリガナ) 代表者氏名 又は 氏名			

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付 割 賦 基 準 の 適 用	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	31
課 税 標 準 額	①			32
消 費 税 額	②			33
控除過大調整税額	③			34
控除対象仕入税額	④			35
返還等対価に係る税額	⑤			36
税 貸倒れに係る税額	⑥			37
額 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			38
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			39
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15	40
中 間 納 付 税 額	⑩	0 0	16	41
納 付 税 額 (⑨ - ⑩)	⑪	0 0	17	42
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩ - ⑨)	⑫	0 0	18	43
この申告書既確定税額 が修正申告 である場合	⑬			44
差引納付税額	⑭	0 0	19	45
課税売上 割 合 等の対価の額	⑮			46
資 産 の 譲 渡 等の対価の額	⑯			47
この申告書による地方消費税の税額の計算				
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額 ⑯			50
差 引 税 額 ⑯	0 0	52		51
譲渡 割額 納 税 額	⑯			53
中 間 納 付 譲 渡割額 ⑯	0 0	55		54
納 付 譲 渡割額 (⑯ - ⑯)	⑯			56
中 間 納 付 還 付 譲 渡割額 (⑯ - ⑯)	⑯			57
この申告書既確定 が修正申告 である場合	差引納付 譲渡割額 ⑯			58
(電話番号) - - -				
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	⑯			59

【No.91】⑩欄及び⑯欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、
中間申告11回目の記載漏れはありませんか。

【No.93】⑯欄の金額は、貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の
二(一)付表一の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか
(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月
の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)。

⑯ = (⑯ + ⑯) - (⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯)・修正申告の場
合⑯が還付税額となる場合はマイナス「-」を付し

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整 理 番 号

納 税 地	(電話番号)
(フリガナ) 名 称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 □□□年□□□月□□□日
至 令和 □□□年□□□月□□□日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 平成 □□□年□□□月□□□日
の場合の
対象期間 至 令和 □□□年□□□月□□□日

課 税 標 準 額	①	十 九 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0 0 1
※申告書(第一表)の①欄へ			

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	02
	4 % 適用分	③	03
	6.3 % 適用分	④	04
	6.24 % 適用分	⑤	05
	7.8 % 適用分	⑥	06
		⑦	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	11
	7.8 % 適用分	⑨	12
		⑩	13

【No.89】課税売上割合が 95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

⑪ の 内 訳	消 費 税 額	⑪	21
	※申告書(第一表)の②欄へ		
	3 % 適用分	⑫	22
	4 % 適用分	⑬	23
	6.3 % 適用分	⑭	24
	6.24 % 適用分	⑮	25
	7.8 % 適用分	⑯	26

返還等対価に係る税額	⑰	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ			
⑰ の 内 訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	地 方 消 費 税 の	⑳	41
	4 % 適用分	㉑	42
	6.3 % 適用分	㉒	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	44

(注1) ⑧～⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		・ · ~ · ·	氏名又は名称		
区分 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 1	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の③欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
内 訳 内 訳	① 2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の④欄へ		※第二表の⑩欄へ
消 費 税 額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑯欄へ	※第一表の⑯欄へ	※第一表の⑪欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②・③D欄の合計金額)	(付表2-1の②・③E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 税 額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の④欄へ
返 還 税 額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
除 税 額	⑤ 1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)	【No.88】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の 6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、 C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108 相当額の合計額を記載していますか。		
内 訳 内 訳 内 訳	⑤ 2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	【No.87】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れにつ いて控除の対象としていませんか。		
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
額	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控 除 税 額 小 計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧E欄へ	※⑧E欄へ	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦ - ② - ③)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ	
差 引 税 額 (② + ③ - ⑦)	⑩				
合 計 差 引 税 額 (⑨ - ⑧)	⑪				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ
地 方 と お な る 税 の 課 税 額	控除不足還付税額 ⑫	(付表1-2の⑪X欄の金額)	(⑪D欄と⑪E欄の合計金額)		
差 引 税 額 ⑬	(付表1-2の⑫X欄の金額)	(⑫D欄と⑫E欄の合計金額)			
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (⑬ - ⑪)	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑪欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ
譲 渡 割 額	還 付 額 ⑮	(付表1-2の⑭X欄の金額)	(⑭E欄 × 22/78)		
	納 税 額 ⑯	(付表1-2の⑮X欄の金額)	(⑮E欄 × 22/78)		
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮ - ⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑭欄へ ※プラスの場合は第一表の⑮欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		・	・	～	・	・	氏名又は名称	
区 分		税 率 3 % 適 用 分		税 率 4 % 適 用 分		税 率 6.3 % 適 用 分		旧 税 率 分 小 計 X (A+B+C)
課 税 標 準 額		円 000		円 000		円 000		円 ※付表1-1の①X欄へ 000
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 價 の 額	① 1	※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ		※第二表の④欄へ		※付表1-1の①-X欄へ
内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 價 の 額	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※付表1-1の①-2X欄へ
消 費 税 額	②	※第二表の⑦欄へ		※第二表の⑧欄へ		※第二表の⑨欄へ		※付表1-1の②X欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-2の②・③A欄の合計金額)		(付表2-2の②・③B欄の合計金額)		(付表2-2の②・③C欄の合計金額)		※付表1-1の③X欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-2の④欄へ)						
返 還 等 対 價 に 係 る 税 額	⑤							
⑤ 売 上 げ の 返 還 等 の 対 價 に 係 る 税 額	⑤ 1							
内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 價 に 係 る 税 額	⑤ 2	※⑤-1						
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥							※付表1-1の⑥X欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦							※付表1-1の⑦X欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ		※⑧C欄へ			※付表1-1の⑧X欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ		※⑨C欄へ			※付表1-1の⑨X欄へ
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩							
地 方 と 消 費 な ど 有 る 税 の 課 税 標 準	控 除 不 足 還 付 税 額	⑪	(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)			※付表1-1の⑪X欄へ
	差 引 税 額	⑫	(⑨B欄の金額)		(⑨C欄の金額)			※付表1-1の⑫X欄へ
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑪欄へ			※付表1-1の⑬X欄へ
譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭		(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63)			※付表1-1の⑭X欄へ
	納 税 額 ⑮		(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)			※付表1-1の⑮X欄へ
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)	⑯							

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 IH税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課 税 期 間		・ · ~ · ·	氏名又は名称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課 税 標 準 額	①	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① 1	※第一表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額訳	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入がある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
消 費 税 額	②	※第一表の⑮欄へ	※第一表の⑯欄へ	※第二表の⑪欄へ
控 除 過 大 調 整 税 額	③	(付表2-3の⑤・⑧A欄の合計金額)	(付表2-3の⑤・⑧B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	(付表2-3の⑩A欄の金額)	(付表2-3の⑩B欄の金額)	※第一表の④欄へ
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤			※第一表の⑫欄へ
⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額	⑤ 1	【No.88】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の 6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。		
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 2	※⑤-2欄 【No.88】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。		
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥			※第一表の⑬欄へ
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑭欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑮欄へ
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑯欄へ
地 方 と 消 費 の 課 税 標 額 譲 渡 割 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」をして第二表の⑩及び⑪欄へ
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ
	還 付 額 (⑫)			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ
	納 税 額 (⑬)			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ
				00

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

[経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間]

一般

課 税 期 間		~				
項 目		旧				
課 税 売 上 額 (税 抵 き)	①	(付表2-2の⑤X欄の金額)				
免 税 売 上 額	②					
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤					
非 課 税 売 上 額	⑥	(付表2-2の⑥X欄の金額)				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦					
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧					
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 弁 み)	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108)	(⑨E欄×7.8/110)		
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)				
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つた 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑪ + ⑫ ± ⑬ ± ⑭)	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑯) の 金 額	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)				
課 5 課 95 税 億 % 壳 未 上 満 上 超 高 又 合 場 が は が 合	個 別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)		
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)		
		個 別 对 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑪ + (⑯ × ④ / ⑦))	⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯ × ④ / ⑦)	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)		
控	除	調	税	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)
				調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)
				居 住 用 貸 貸 建 物 を 課 税 貸 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)
差				控 除 对 象 仕 入 税 額 [(⑯ , ⑲) 又は ㉑ の 金 額] ± ㉑ ± ㉒ ± ㉓ が プ ラ ス の 時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額)
引				控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯ , ⑲) 又は ㉑ の 金 額] ± ㉑ ± ㉒ ± ㉓ が マイナス の 時	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額)
				貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 併税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。

3 ⑬及び⑪欄には、領引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分
個別帰属額届出用

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		・ · ~ · ·	氏名又は名称			
項 目			税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抵 き) ①			円	円	円	※付表2-1の①X欄へ 円
免 稅 売 上 額 ②						
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③						
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④						(付表2-1の④X欄の金額)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤						
非 課 税 売 上 額 ⑥						
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦						(付表2-1の⑦X欄の金額)
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧						(付表2-1の⑧X欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み) ⑨						※付表2-1の⑨X欄へ
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩		(⑨×103)	(⑨×4/105)	(⑨×6.3/108)		※付表2-1の⑩X欄へ
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑪		※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※付表2-1の⑪X欄へ
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑫			(⑪×6.3/100)			※付表2-1の⑫X欄へ
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑬						※付表2-1の⑬X欄へ
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑭						※付表2-1の⑭X欄へ
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑩+⑪±⑫)	⑮					※付表2-1の⑮X欄へ
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑯の金額)	⑯					
課 5 課 95 税 億 % 税 金 円 売 未 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合 等 の 税 額 (⑯×④/⑦)	⑰					
課 5 課 95 税 億 % 税 金 円 売 未 上 滿 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合 等 の 税 額 (⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの)	⑱					※付表2-1の⑱X欄へ
課 5 課 95 税 億 % 税 金 円 売 未 上 滿 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合 等 の 税 額 (⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	⑲					※付表2-1の⑲X欄へ
課 5 課 95 税 億 % 税 金 円 売 未 上 滿 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 合 等 の 税 額 (⑯のうち、課税仕入れ等により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑯+(⑱×④/⑦))])	⑳					※付表2-1の⑳X欄へ
控 の 除 調 税 額 整 差 引 額 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉑	㉑					※付表2-1の㉑X欄へ
控 の 除 調 税 額 整 差 引 額 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉒	㉒					※付表2-1の㉒X欄へ
控 の 除 調 税 額 整 差 引 額 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉓	㉓					※付表2-1の㉓X欄へ
控 の 除 調 税 額 整 差 引 額 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉔	㉔	※付表I-2の④A欄へ	※付表I-2の④B欄へ	※付表I-2の④C欄へ		※付表2-1の㉔X欄へ
控 の 除 調 税 額 整 差 引 額 貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉕	㉕	※付表I-2の⑤A欄へ	※付表I-2の⑤B欄へ	※付表I-2の⑤C欄へ		※付表2-1の㉕X欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉖	㉖	※付表I-2の⑥A欄へ	※付表I-2の⑥B欄へ	※付表I-2の⑥C欄へ		※付表2-1の㉖X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。

3 ④、⑦及び⑮のX欄には、付表2-1のX欄を計算した後に記載する。

4 ⑩及び⑪欄には、仕引き、勘定戻し、勘引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

【No.87】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

第4-10号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間			
項 目		税 率	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①		【No.84】申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。
免 税 売 上 額	②		
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③		【No.85】非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④		
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤		
非 課 税 売 上 額	⑥		【No.86】⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦		
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧	[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨		
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(⑨×6.24/108)	(⑨×7.8/110)
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	※仰及び該欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫	(⑪×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬		
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つた 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭		【No.90】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ ± ⑮)	⑮		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑯ の 金 額)	⑯		【No.87】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。
課 5 課 95 税 億 % 個 別 対 応 方 式 売 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が 合 が 控 除 調 稅 額 整	⑰		
⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱		
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑯×④/⑦〕	⑳		
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑		
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒		
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓		
控除対象仕入税額 〔(⑯、⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+⑳〕がプラスの時	㉔	※付表I-3の④A欄へ	※付表I-3の④B欄へ
控除過大調整税額 〔(⑯、⑰又は⑲の金額)±⑰±⑲+⑳〕がマイナスの時	㉕	※付表I-3の④A欄へ	※付表I-3の④B欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表I-3の④A欄へ	※付表I-3の④B欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、剥引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減算している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。